

提 案 理 由

報告第3号 専決第2号	委任専決処分をしたものについて 損害賠償の額を定め和解することについて
理 由	公用車の事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分したことに対し、同条第2項の規定により報告するものである。 【事故の概要】 令和3年4月4日、公用車を「あけのべ憩いの家」駐車場に停車しようとして後進した際、後方確認が十分でなく、明延区のリサイクルごみ用倉庫に衝突し、破損させたもの ■損害賠償の額 145,860円 ■過失割合 市の過失 100%
報告第4号	令和2年度株式会社おおや振興公社の経営状況について
報告第5号	令和2年度やぶパートナーズ株式会社の経営状況について
理 由	上記2件は、養父市が資本等の2分の1以上を出資している株式会社等の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告するものである。
承認第2号 専決第3号	専決処分したものにつき承認を求めることについて 令和3年度養父市一般会計補正予算（第3号）の専決処分について
理 由	令和3年7月及び8月豪雨により発生した災害の復旧のため、養父市一般会計予算について補正措置をする必要が生じたが、応急対策費等の支払や事業着手に急を要し、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、「令和3年度養父市一般会計補正予算（第3号）」を地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したことに対し、同条第3項の規定により承認を求めるものである。
議案第53号	養父市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
理 由	本件は、令和3年5月19日に公布された、『デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律』によって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）が改正されたことに伴い、所要の改

正を行うものである。

なお、施行日は、公布の日からである。

【改正内容】

法律改正により、地方公共団体情報システム機構は、申請者から個人番号カードの発行手数料を徴収できることとなったため、条例から個人番号カードの再交付手数料の規定を削るもの

議案第54号

養父市個人情報保護条例及び養父市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

理由

本件は、令和3年5月19日に公布された、『デジタル庁設置法』及び『デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律』によって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

なお、施行日は、いずれも公布の日からである。

【改正内容】

法律改正により、個人番号の情報提供ネットワークシステムの管理主体が総務大臣から内閣総理大臣に変更されたことに伴い、条例に規定する保有個人情報を訂正した場合の情報提供等記録の通知先を総務大臣から内閣総理大臣に改めるもの及び番号法を引用する条項の号ずれを改めるもの

議案第55号

養父市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

理由

本件は、旧過疎法が令和3年3月31日に失効し、新たな法律として、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）が令和3年4月1日から施行されたことから、産業の振興をより効果的に促進するため、本条例を制定するものである。

なお、施行日は、公布の日からである。

【固定資産税の課税免除に関する旧法からの変更点】

- ・対象業種に「情報サービス業等」を追加
- ・設備等の取得価額要件を2,700万円超→500万円以上に引下げ
- ・設備投資要件を新設及び増設→取得又は製作若しくは建設に
拡充 など

議案第56号

養父市区集会施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

理由	<p>本件は、養父市公共施設等総合管理計画に基づき、区の集会施設（公民館）等については、地元区等と協議の上、準備の整ったところから無償譲渡を進めており、今回、合意形成が図られたこと及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の規定による処分制限期間を経過していることから、所要の改正を行うものである。</p> <p>なお、施行日は、令和3年10月1日からである。</p> <p>【改正内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例からふるさとセンター「あけぼの」を削除
議案第57号	養父市まちづくり計画を定めることについて
理由	<p>本件は、市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想に基づく計画として策定した「第2次養父市総合計画」と地方創生を目的として策定した「まち・ひと・しごと・ふるさと養父市創生総合戦略」を一体化した「養父市まちづくり計画」を策定するため、養父市議会基本条例（平成22年養父市条例第19号）第10条第1項第2号及び第4号の規定により、議決を求めるものである。</p>
議案第58号	養父市過疎地域持続的発展計画を定めることについて
理由	<p>本件は、令和3年度から令和7年度までの5か年の養父市過疎地域持続的発展計画を定めるため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、議決を求めるものである。</p>
議案第59号	豊岡市との間において締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部変更について
理由	<p>本件は、平成24年7月に養父市と豊岡市との間で締結した「定住自立圏の形成に関する協定」の一部を変更するため、養父市議会基本条例第10条第1項第3号の規定により、議決を求めるものである。</p> <p>【変更内容】</p> <p>教育部門の取組として「専門職大学の誘致」としていたものを「芸術文化観光専門職大学との連携」に改めるもの</p>
議案第60号	八鹿文化会館・八鹿公民館解体工事請負契約の締結について
理由	<p>本件は、施設の老朽化等に伴い、八鹿文化会館及び八鹿公民館を解体するため、解体工事の請負について、養父市議会の議決に</p>

	付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年養父市条例第57号）第2条の規定により、議決を求めるものである。
議案第61号	財産の無償譲渡について
理由	本件は、議案第56号により、協議の整ったふるさとセンター「あけぼの」を明延共有財産区に無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議決を求めるものである。
議案第62号	財産の無償譲渡について
議案第63号	財産の無償譲渡について
理由	本件は、老朽化により、八鹿第4分団の消防車庫を朝倉地内に、八鹿第7分団の消防車庫を旧小佐小学校プール跡地にそれぞれ新設（移転）したことに伴い、不要となった消防車庫の無償譲渡について、国木区、中村区と協議したところ、合意形成が図られたことから、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議決を求めるものである。
議案第64号	養父市森石ケ堂古代村の指定管理者の指定について
理由	本件は、森古代村開発組合が指定管理を行っている森石ケ堂古代村について、同組合から森古代村合同会社に指定管理業務を継承したい旨の申し入れがあったため、指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めるものである。 【指定管理の期間】 令和3年10月1日～令和6年3月31日
議案第65号	令和3年度養父市一般会計補正予算（第4号）
議案第66号	令和3年度養父市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第67号	令和3年度養父市介護保険特別会計補正予算（第1号）
理由	上記3件は、当面必要とする経費の補正を行うものである。
報告第6号	令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
理由	本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19

	<p>年法律第94号) 第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和2年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付けて議会に報告するものである。</p>
認定第1号	令和2年度養父市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号	令和2年度養父市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号	令和2年度養父市養父歯科診療所特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号	令和2年度養父市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号	令和2年度養父市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
理由	<p>上記5件は、各会計における令和2年度決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、認定に付すものである。</p>
認定第6号	令和2年度養父市水道事業会計決算認定について
認定第7号	令和2年度養父市下水道事業会計決算認定について
理由	<p>上記2件は、各会計における令和2年度決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、認定に付すものである。</p>
諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
理由	<p>本件は、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるものである。</p> <p>【任期】 令和4年1月1日～令和6年12月31日</p>